

## 御報告事項について

### 目次

(1) 地域への情報伝達について .....	3
(2) 新たな地域とのコミュニケーション組織の検討について .....	5



## ○地域への情報伝達について

実験棟で起こった事象については必ず報告することを基本的な考えとします。

そして緊急にお知らせすべき場合は、可能な限り速やかに情報を発信します。

ただし、事象発生時の自治会長への個別の発生連絡は、前回までの地域連絡協議会の議論を踏まえ、大学として責任ある判断をした結果、行わないこととします。

## ○そのうえで、地域への情報伝達についてあらためて整理します。

### 1. 連絡の対象

- (1) 針刺し事故等によるばく露が発生した場合
- (2) 特定病原体等の所在不明や実験動物の逸走等があった場合
- (3) 火災や地震の発生により実験棟に被害があった場合（延焼、消防車出動、煙の発生含む）
- (4) その他近隣住民が不安を感じるような事象（病原体の取り扱いに関すること、コンプライアンス違反、ぼやの発生など）

### 2. 連絡の緊急度（（ ）内数字は1. に対応）

- ① 緊急を要するもの
  - 火災の延焼などによる影響が大学の敷地外に及びそうなとき（3）
- ② 緊急性は低いが、早期に周知するもの
  - ばく露が判明したとき（1）
  - 特定病原体等の所在不明、動物の逸走などが判明したとき（実験棟外に影響なし）（2）
  - 自然災害等により、実験棟への被害が判明したとき（実験棟外に影響なし）（3）
  - 手続き上のミス、ルール違反やコンプライアンス違反が判明したとき（4）
- ③ 定期的、事後的に周知するもの
  - 自然災害により自治体から避難指示が出た際の実験棟の状況報告（実験棟に被害なし）（3）
  - 停電発生の状況報告（実験棟の運用に影響なし）（4）

### 3. 連絡方法（○内数字は2. に対応）（状況に応じて以下から一つまたは複数の方法を選択。）

- (a) プレスリリース・記者会見 ①②
- (b) ホームページ ①②③
- (c) 地域連絡協議会 ①②③
- (d) 大学による説明会 ①②③
- (e) 長崎県・長崎市の協力による広報 ①
  - 防災行政無線、防災メール、現地広報、会見、HP など
- (f) その他
  - スピーカー（設置について検討中）①、広報誌 ①②③ など

## 通知内容の例

(緊急を要するもの)

- 本日○時、実験棟で火災が発生し、現在校舎に延焼しています。坂本キャンパス内に入らないようご注意ください。現在、消防による消火活動を行っています。実験棟では実験を中止し、病原体を処理したうえで職員は避難しています。

(その他)

- ○月×日、実験中に実験者の針刺し事故があり、長崎大学病院に搬送し治療を行いました。現在のところ感染は確認されていません。
- ○月×日、○○ウイルスに感染した実験動物が、飼育装置に入れる際に逸走しましたが、実験室の出入口は閉じており、実験室内で捕獲し飼育装置に戻して現在は適切に管理しています。逸走時の影響について確認中です。
- 先日の台風○号により、実験棟の外壁の一部が剥がれる被害がありました。施設の機能に影響はなく、病原体への影響もありません。
- ○月×日の停電により、実験棟も外部電源からの供給が停止しましたが、無停電電源装置により電源の供給が継続され、非常用電源装置を稼働して○月△日の外部電源復旧に至るまで施設の稼働に影響はありませんでした。なお実験は速やかに中止しています。

## ○規約の案

### 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会規約

#### (設置)

第1条 国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）高度感染症研究センター実験棟の運用にあたり、その運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資するため、長崎県、長崎市及び長崎大学が設置する感染症研究拠点整備に関する連絡協議会（以下「三者連絡協議会」という。）に、長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会（以下「地域連絡協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 地域連絡協議会は、高度感染症研究センター実験棟に関して次に掲げる事項について情報の共有及び協議を行う。

- (1) 施設の運用状況に関すること
- (2) 安全対策及び災害時対策に関すること
- (3) その他地域連絡協議会が必要と認めた事項

#### (構成)

第3条 地域連絡協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 坂本地区連合自治会長、高尾地区連合自治会長及び山里地区連合自治会長
  - (2) 江平自治会長、坂本町道上自治会長、平野町山里自治会長、平和町自治会長、本尾町自治会長及び山里中央自治会長
  - (3) 長崎県職員 若干名
  - (4) 長崎市職員（保健部門及び防災部門） 若干名
  - (5) 長崎市消防局職員 若干名
  - (6) 長崎大学長が指名する者
  - (7) 長崎大学高度感染症研究センター職員 若干名
  - (8) 有識者 若干名
  - (9) その他三者連絡協議会が必要と認めた者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、三者連絡協議会の議長が委嘱する。
  - 5 地域連絡協議会に議長を置き、第1項第6号の委員をもって充てる。
  - 6 議長は、地域連絡協議会を招集し、主宰する。
  - 7 地域連絡協議会に副議長を置き、副議長は議長の指名する委員をもって充てる。
  - 8 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### (運営)

第4条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 高度感染症研究センター実験棟において、長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則に定めるばく露、事故、災害等による被害が発生した場合は、地域連絡協議会を随時招集するものとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、地域連絡協議会の議事及び運営について必要な事項は、別に定める。

#### (庶務)

第5条 地域連絡協議会の庶務は、長崎県及び長崎市の協力を得て、長崎大学において処理する。

#### 附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。